

規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一二二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一三九七）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「別表第四ロの備考2」を「別表第四イの備考2、ロの備考2」に、「ものとし、」を「額に百分の百・四七を乗じて得た額とし、」に、「。以下この項において同じ。」の百分の四・五を超えるときは、給料月額」を「に百分の百・四七を乗じて得た額をいう。この項及び次条において「算定基礎給料月額」という。」の百分の四・五を超えるときは、算定基礎給料月額」に改める。

第二条中「調整基本額」の下に「及び算定基礎給料月額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。